愛知学院大学学生表彰規程

平成30年４月１日施行

（目的）

第１条　この規程は、愛知学院大学学則第33条により、愛知学院大学（以下「大学」という。）の学生の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の種類）

第２条　この規程による表彰の種類は、曹洞宗管長賞（以下「管長賞」という。）、初代学長小出有三賞（以下「初代学長賞」という。）、学長賞、臨床実習優秀賞（以下「実習賞」という。）、臨床実務実習優秀賞（以下、「実務実習賞」という。）とする。

（表彰者の対象）

第３条　前条受賞の対象者は、秋学期修了時に大学の卒業予定者で、在学期間中における学業において顕著な功績があり、他の学生の模範となった学生とする。

（表彰者の選考）

第４条　管長賞は、在学時の学業・人物を総合的に判定して、学科の最優秀学生を学部教授会等において選考し、当該学生を教務部長に報告する。

２　初代学長賞は、在学時の学業・人物を総合的に判定して、前項の次に優秀な学生を学科ごとに学部教授会等において選考し、当該学生を教務部長に報告する。

３　学長賞は、在学時の学業・人物を総合的に判定して、前項の次に優秀な学生を学科ごとに学部教授会等において選考し、当該学生を教務部長に報告する。

４　実習賞は、歯学部歯学科の臨床実習における優秀な学生を歯学部教授会にて選考し、当該学生を教務部長に報告する。

５　実務実習賞は、薬学部医療薬学科の臨床実務実習における優秀な学生を薬学部教授会にて選考し、当該学生を教務部長に報告する。

６　教務部長は、前各項の報告に基づき代表教授会の議を経て学長に推薦し、学長がこれを決定する。

（表彰者の人数）

第５条　管長賞の人数は、学科で各１名とする。

２　初代学長賞の人数は、学科で各１名とする。

３　学長賞の人数は、学科で各１名とする。ただし、在籍者が200名を超えるごとに１名を加えることができる。

４　実習賞の人数は、５名とする。

５　実務実習賞の人数は、５名とする。

（賞状・記念品）

第６条　表彰者には、賞状を授与する。

２　前項の賞状に添えて、記念品を贈呈することができる。

（表彰の制限）

第７条　表彰者は、管長賞、初代学長賞、学長賞、実習賞、実務実習賞を重ねて選定することができない。

（申合せ）

第８条　この規程の施行に必要な事項は、別に申合せをもってこれを定める。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、教務委員会の議を経て代表教授会において審議し、学長の承認を得るものとする。

（事務担当）
第10条　この規程に関する事務は、教務部教務課が行う。

附　則
この規程は、平成30年４月１日から施行する。
この規程は、令和２年３月１日から施行する。